

**保護・収容動物の適正な取扱い・譲渡の
促進に向けたガイドブック**

～殺処分ゼロのための道しるべ～

令和2年3月

東京都福祉保健局

はじめに

犬や猫などのペットは、飼い主にとって生活に潤いや癒しを与えてくれる大切な存在と認識されるようになっており、平成 29 年度に東京都が実施した犬及び猫の飼育実態調査では、都内の犬の飼育頭数は約 55 万頭、猫の飼育頭数は約 107 万頭と推計されています。

東京都では、平成 19 年 4 月に東京都動物愛護管理推進計画（平成 26 年 3 月改定）を策定し、「致死処分の更なる減少を目指した取組の推進」を掲げ様々な施策に取り組んできました。

また、平成 28 年に公表した「都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020 年に向けた実行プラン～」において、誰もがいきいきと活躍できる「ダイバーシティ」の実現に向けた取組の一つに動物愛護の取組の推進を位置付け、動物の殺処分ゼロの実現を目標に掲げ、取組の充実・強化を行ってきました。

そうした取組を、区市町村や関係団体、動物愛護ボランティア等と連携して進めた結果、平成 30 年度に初めて殺処分ゼロを達成することができました。

殺処分ゼロの実現のためには、都民や多くの関係者の理解と協力を得ながら、引取数の減少や適正な飼養管理、譲渡の促進に向けた総合的な取組を進めることが必要です。このガイドブックは、殺処分ゼロの実現につながった様々な取組や保護収容した動物の適正な取扱いの考え方等を整理して掲載することにより、関係者との共通理解を持つことを通じて、今後の取組をより充実したものとするとともに、連携や協力の輪をさらに広げようと企図したものです。

本ガイドブックが、動物愛護に取り組む多くの関係者のお役に立ち、人と動物との共生社会の実現に向けた一助となれば幸いです。

令和 2 年 3 月

目次

はじめに

第1章 都における致死処分の減少に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3

- 1 致死処分の状況
- 2 致死処分の減少に向けた取組

第2章 引取数減少に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5

- 1 適正飼養・終生飼養の普及啓発
- 2 地域における飼い主のいない猫対策

第3章 譲渡に向けた動物の飼養管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P7

- 1 飼養管理の基本的考え方
- 2 動物の保護・収容
- 3 飼い主への返還
- 4 保護・収容動物の飼養管理
- 5 譲渡判定
- 6 致死処分の判断

第4章 新たな飼い主への譲渡の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P23

- 1 個人譲渡（センターから新たな飼い主への譲渡）
- 2 譲渡対象団体（センターへの譲渡事業に協力する団体について）
- 3 譲渡促進のための取組

第5章 取組の成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P38

- 1 引取・収容頭数の減少
- 2 返還・譲渡の推進
- 3 動物の殺処分ゼロの達成

おわりに

参考資料

- 東京都動物愛護相談センターについて（組織構成、管轄区域）
- 犬又は猫等の譲渡実施要綱・細目
- 譲渡判定項目による判定シート（成犬）【例】
- 犬又は猫等の致死処分実施要綱・細目

第1章 都における致死処分の減少に向けた取組

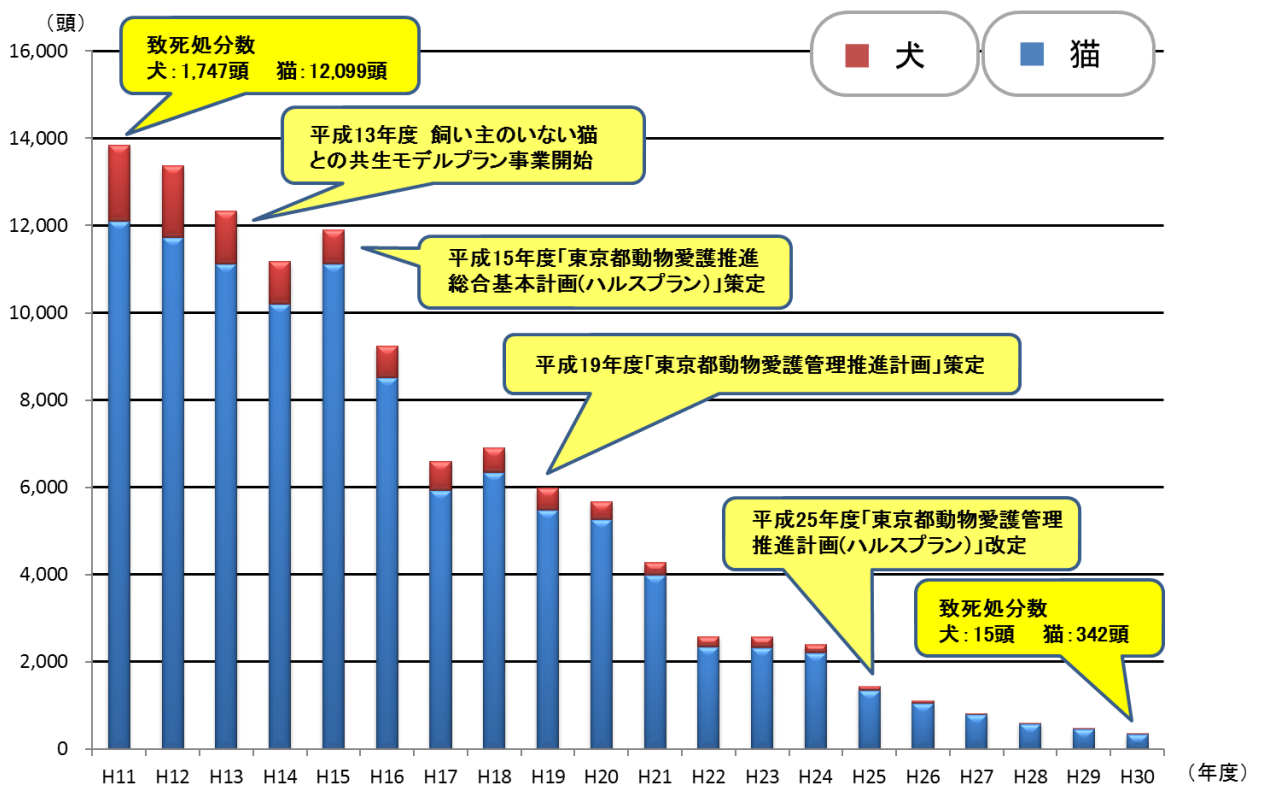
1 致死処分の状況

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）では、都道府県知事等は、殺処分がなくなることを目指して、引取りを行った犬や猫の返還や譲渡に努めることとされており、各都道府県等では行政やボランティア等による適正飼養の普及啓発や動物の譲渡促進など、様々な取組が行われてきました。

その結果、全国の犬及び猫の殺処分数（都における致死処分数に相当※）は、平成30年度には犬が7,687頭、猫が30,757頭となり、平成11年度に比べると約10分の1まで減少しています。

都における致死処分数は、平成30年度において犬が15頭、猫が342頭となり、平成11年度と比べ約40分の1まで減少しています。

※ ここでいう殺処分数には、引取り・収容後の死亡や動物福祉の観点等から行う致死処分も含まれ、都における致死処分数全体に相当する。



東京都における致死処分数の推移（犬・猫）

2 致死処分の減少に向けた取組

動物の致死処分数を減少させるためには、引き取られる動物の数を減らす対策や、保護・収容した動物を新たな飼い主に譲渡するまでの適切な飼養管理、それらの動物の譲渡の機会の拡大など、総合的な取組を進めることが重要です。

致死処分の減少を目指した取組

